

「平和に生きる生存権の確立を目指して—日本国憲法を

グローバル・コモンズに—

3月3日大阪労働学校 コモンズ公開討論会

<第1回> エマニュエル・パストリッチ氏

山平

米国と日本の国家秩序を越境する 市民の力で転換するために

■斉藤日出治(大阪労働学校アソシエイト学長)：さる3月3日、大阪労働学校アソシエイトは、「平和に生きる生存権の確立を目指して—日本国憲法をグローバル・コモンズに—」というテーマで3人の論者(エマニュエル・パストリッチ、大脇雅子、伊波洋一)の各氏をお招きして、公開討論会を開催しました。そのお一人であるパストリッチ氏は東洋文学の研究者を続けると同時に、その文学研究の想像力を発揮して法・国家政治の現状を根源的に批判する視座を提起しています。かれは、日本の平和憲法を地球環境危機に直面している人類の平和的生存権を根拠づける法理念として再定義し、武力の放棄による世界秩序創造の理念的支柱として再読します。そしてこの理念を、米国の憲法を軸とする世界各國が受容すべきよう提言します。トランプとバイデンが争った二〇二〇年の大統領選には、この公約を掲げて立候補を決定しました。以下に紹介するのは、この大統領選出馬に際してパストリッチ氏が起草した出馬宣言書です。パストリッチ氏は、米国と日本の支配層が戦争経済を成長と私利の手段として整備するために日本国憲法における戦争放棄の理念を骨抜きにし、戦争に向けた秩序形成のテコにしようとする意図を鋭く告発すると同時に、日本国憲法の武力放棄の理念を米日の戦争秩序形成の動向に歯止めをかけ、その秩序を平和的生存権の理念によって転換する道筋を開くべく、米国憲法における平和条項の設置を提言しています。憲法の理念を争点とし、平和的生存権を追求する民衆運動の高揚によって日米の国家間関係を内側から解体しようとするこの貴重な提言として多くのかたがたの議論の俎上に供したい、との趣旨からここに紹介する次第です。

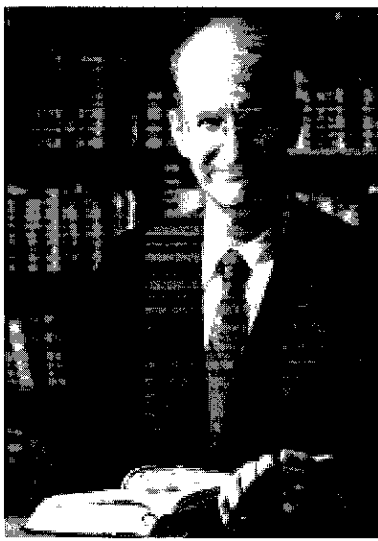
アメリカ合衆国憲法修正平和条項案

エマニュエル・パストリッチ(大統領候補)

米国は、ますます戦争にすべての重要な決定が下されるテリトリーに陥り、政治家や政府高官が自己の支配権を無限に拡大しようという妄念に取り憑かれている。

いま、フロンティアで戦争に際しない話題を口にするのは不可能になりつつある。

まさにその時、アメリカ全体が軍事経済化され、軍事請負業者、民間化された警察、刑務所、福利目的の懲戒機関の頂点に立つのは、軍国主義化されたプライベート・エンタープライズ「米公開株」を取り戻す巨大企業だ。によって



エマニュエル・パストリッチ氏

すでに戦争の準備をする口実を求めている。そして、少数の人々にさらなる軍と権力をもたらす手段として日本に軍事経済を仕立て上げること、日本の市民社会を破壊しようとしているのを知っている。

だが平和憲法を必要としているのは、ほかならぬアメリカではないのか。

第二次世界大戦後、私たちは平和経済へと回帰するどころか、戦争によって刺激された戦争経済がもたらす制度的・文化的なガンを社会全体に転移して広がり、子どものおもちゃから退役軍人のための駐車スペース、政治家による国家への盲目的な服従のために殺人まで犯した人々への熱烈な賛辞に至るまで、いたるところに戦争状態がはびこるようになった。

私たちは今こそ、平和を基礎とし、平和にコミットし、家族、近隣、地域、国そして地球全体の幸福のために建設的な経済的貢献をした市民に報い

方に残された工場は軍事部品を製造する工場だけとなり、それゆえ戦争に備えるべきを余儀なくされている。

この崇高な理念は、「自衛隊の創設に始まり、朝鮮戦争における日本経済のアメリカ戦争経済への統合、そして「集団安全保障」という誤った概念、すなわち積極的な軍拡主義と国際的な武器市場への参入のために、見せかけのイテックの葉となり、日本の歴代政府の政策の変遷によって希釈され、歪曲され、消滅してきている。

同時に、九条の条項自身にも問題があることを認識しなければならぬ。

アメリカの平和憲法

以上のような戦争概念の広がりや踏まえて、アメリカの安全保障概念を根本的に転換して人間の安全保障を国家と世界の基本的な優先事項として確立するために、憲法修正案修正28条を提起する必要があります。

「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」

◆日本国憲法◆

日本国憲法第九条を見てみよう。

「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」

これからの制度的な修正案を提起する。

◆日本国憲法◆

日本国憲法第九條を見てみよう。

「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」

「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」

これからの制度的な修正案を提起する。

合衆国憲法修正第28条

米軍は、何百年という単位で計算される米国の長期的な安全保障に焦点を当てるよう再編され、武器や戦争への短期的な執着をやめて、環境、土壌、水質、大気の大規模な汚染を防ぎ、富強と権力者の台頭を防ぎ、市民を擁護する情報や破壊するテクノロジーの利用を防ぎ、その他人類の安全保障に対する脅威を防ぐことに専念する。

米軍は、通常の核兵器、あるいは心臓学的、生物学的、ナノテクノロジー的手段によって戦争を遂行しようとする動きに反対する。

米軍は、通常の核兵器、あるいは心臓学的、生物学的、ナノテクノロジー的手段によって戦争を遂行しようとする動きに反対する。

米軍は、何百年という単位で計算される米国の長期的な安全保障に焦点を当てるよう再編され、武器や戦争への短期的な執着をやめて、環境、土壌、水質、大気の大規模な汚染を防ぎ、富強と権力者の台頭を防ぎ、市民を擁護する情報や破壊するテクノロジーの利用を防ぎ、その他人類の安全保障に対する脅威を防ぐことに専念する。

米軍は、通常の核兵器、あるいは心臓学的、生物学的、ナノテクノロジー的手段によって戦争を遂行しようとする動きに反対する。

米軍は、通常の核兵器、あるいは心臓学的、生物学的、ナノテクノロジー的手段によって戦争を遂行しようとする動きに反対する。